

都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした目的税です。

令和3年度一般会計決算における使途状況は、次のとおりです。

(歳入)	都市計画税	624,227 千円
(歳出)	都市計画事業費等に要する経費	908,156 千円

(単位：千円)

事業区分		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	都市計画税	その他
都市計画 事業費等	街路費	281,332	43,662	39,700	0	154,518	43,452
	公園費	55,065	8,100	0	0	36,657	10,308
	下水道費	132,611	0	0	0	103,505	29,106
	区画整理費等	40,085	0	0	16,929	18,073	5,083
	公債費	399,063	0	0	0	311,474	87,589
	合計	908,156	51,762	39,700	16,929	624,227	175,538